

実質化された人・農地プラン

※朱書き個所は意見書等により修正したもの

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
江津市	二宮地区羽代集落	令和3年3月24日	〇年〇月〇日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.5ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.5ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1.6ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	—
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0ha
(備考)	

注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、75歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多く、新たな農地の担い手の確保が喫緊の課題である。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

当集落は、中心経営体が不在であり、その確保が課題である。なお、中心経営体が確保できるまでの当集落の農地利用は、集落内の耕作者が作業補完等の連携をとりながら、農地を集約していく。また、集落外の担い手や新たな耕作者も視野に入れ、農地集積を進めていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

■人材確保の取組方針

集落外から人材を確保することに関して、「必要である」が全体の50%、「わからない」が33%という結果となった。当集落は、若年層の人材がいるため、若い人材を中心に共同作業を行い、農作業の補完を行う。また、集落外からの人材確保も進めていく。

■基盤整備の取組方針

ほ場整備等の基盤整備の必要性について、「必要である」が全体の33%、「必要ない」が50%という結果となった。当集落では、ほ場整備(H16～19年、2.3ha)が実施済みである。しかし、集落全体の農地の水はけが悪く、排水機能の改善が必要であり、行政と協議を進める。
また、支援制度を活用し、若者にとって魅力ある栽培環境を形成していく。

■新規・特産化作物の取組方針

アンケート調査によれば、当集落は水稻の栽培を中心とし、他に果樹の栽培を行っている。今後の作付については、拡大意向が3件、現状維持の意向が4件、縮小の意向が1件という結果となった。新規作物として、野菜、花きの栽培意向もあり、栽培環境が整えば様々な作物(ハーブ、薬草及び山野草など)栽培を研究・栽培していく。

特に「えごま」については、栽培地を検討中であり、栽培技術習得においても他地域の栽培農家と連携を図り作付計画策定中となっている。また、耕作放棄地を活用した「胡桃」が植栽して5年目を迎え、3～5年後には収穫期となり、集落の特産品目として見込まれるため、植栽本数を2倍に増やすことを目標としている。

■鳥獣被害防止対策の取組方針

当集落は、集落全体を囲う柵はなく、個別で防護柵を設置している。鳥獣被害は、イノシシやヌートリアが多い。現在は、集落全体で耕作放棄地の発生を抑止し、鳥獣の生息地を減らす取り組みを行っている。管理にかかる費用が大きな負担となっているため、これを軽減するための助成などについて、今後行政と協議を進めていく。

■集落の農業の発展に向けた取組方針

アンケート調査によれば、「既存の担い手に農地を集積する」が28%、「自分たちの力で集落営農組織等を設立する」が9%、「近隣の担い手(集落営農組織等)と協力する」が27%、「Uターン者や新規就農者等を取り込み農地を守る」が9%という回答結果となっており、全体の64%が担い手への農地集積の意向を示している。現在は、若い世代を中心に、集落全体で農作業の補完または担い手不在農地を引き受けることにより、農地を保全しているが、集落内だけでは限界感がある。今後は、集落内の担い手及び行政を含め、担い手の確保・新たな参入に向けて協議を進めていく。

■その他の取組方針

SNSを活用し、若い世代に向けた農業体験などを行い、人を集めて集落との交流の場を作る。また、多面的機能支払交付金制度や中山間直接支払交付金制度を活用し、良好な農業環境創出に向けた活動を行う。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	該当なし					
計	経営体		0.0 ha		0.0 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。